３　事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一～三　（略）

４　事業者は、第一項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（緊急診断）

第三十条の四　（略）

２　事業者は、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（送気マスクの使用）

第三十二条　（略）

２　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。

３　第十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

（送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用）

第三十三条　（略）

２　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。

３　第十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

（有機溶剤等の貯蔵）

第三十五条　事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一　当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二　（略）

（鉛中毒予防規則の一部改正）

第三条　鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第一節～第三節　（略）	第一節～第三節　（略）
第四節　清潔の保持等（第四十五条―第五十一条の二）	第四節　清潔の保持等（第四十五条―第五十一条）
第五章～第八章　（略）	第五章～第八章　（略）
附則	附則
３　前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。	３　事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
（新設）	４　事業者は、第一項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
（緊急診断）	（緊急診断）
第三十条の四　（略）	**第三十条の四**　（略）
（新設）	２　事業者は、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。
（送気マスクの使用）	（送気マスクの使用）
第三十二条　（略）	**第三十二条**　（略）
（新設）	２　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。
２　第十三条の二第二項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。	３　第十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。
（送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用）	（送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用）
第三十三条　（略）	**第三十三条**　（略）
（新設）	２　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。
２　第十三条の二第二項の規定は、前項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。	３　第十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。
（有機溶剤等の貯蔵）	（有機溶剤等の貯蔵）
第三十五条　事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのないふた又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。	**第三十五条**　事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。
一　関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備	一　当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備
二　（略）	二　（略）